

林田にタガメの里をつくる会会則

(2006年4月1日改正)

1、名称

本会の名称を『林田にタガメの里をつくる会』とする。

2、本会の主目的

姫路市林田町大堤に里地の自然を再生し、タガメを復活させることを会の主な目的とする。

3、主な活動場所

姫路市林田町大堤（現姫路市立伊勢自然の里環境学習センター）内のタガメビオトープ、ただし、自然環境を調査または保全するために、会として他の地域で活動することを禁じない。

4、主な活動

会は、タガメビオトープの維持管理、タガメの生息、繁殖調査の他、ビオトープとその付近の生き物調査を主な活動とする。

5、会員

里地の自然環境の保全や、水辺の生き物に興味のある人は、性別、年齢、住居の位置にかかわらず、誰でも入会することができる。

6、役員

本会は役員として会長、副会長、会計をおく。役員は会員間で互選し、任期は特に定めない。

7、会計

本会の会計は、年会費および寄付金などによってこれにあてる。ただし、2006年4月1日以降は当分の間年会費を徴収せず、必要時に臨時会費を徴収する。

8、総会

その年の最後の活動日に反省会を開き、反省会を持って総会にかえる。

(本会則は1999年4月1日から施行する)

(改正 2006年4月1日)